附則第二条第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則第二条の表、第七条の表、第八条の表、第十六条の表及び第十八条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十一号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に改める。

第二条第二項第二号中「この項及び附則第十条第九項第一号において」を削り、「同法第二条第十五項」を「同条第十五項」に改める。

第六条の九の二の次に次の一条を加える。

（換価の猶予をする金額の限度額）

第六条の九の三　法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。

一　納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額

二　地方団体の長が法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において当該換価の猶予を受けようとする者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

イ　法人　その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

ロ　個人　その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

2　前項の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する政令で定める額について準用する。この場合において、前項第二号中「第十五条の五第一項」とあるのは、「第十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第六条の十四第一項第四号中「又は法」の下に「第四十四条の二」を、「第七十二条の三十九の四第一項」の下に「、第七十二条の五十七の二第一項」を、「第百四十四条の二十九第一項」の下に「、第三百二十一条の七の十二第一項」を加える。

第六条の十五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「納付し」を「納付し、」に改める。

第六条の二十三中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第六条の二十三の二（見出しを含む。）中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の五ホ」に改め、同条を第六条の二十五とする。

第六条の二十三の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第四号の五ロの政令で定める日等）

第六条の二十四　法第二十三条第一項第四号の五ロに規定する政令で定める日は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

2　法第二十三条第一項第四号の五ハに規定する政令で定める日は、法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）とする。

第七条の三の二を次のように改める。

（恒久的施設の範囲）

第七条の三の二　法第二十三条第一項第十八号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二　鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2　次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一　外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二　外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三　外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3　法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一　外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二　外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三　専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第七条の四の二第一項第一号中「のうち日本銀行の本店又は支店において直接支払われるもの」を削り、同項第九号中「給付補塡金」を「給付補てん金」に改め、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる利子」を「国又は日本銀行の本店若しくは支店において直接支払われるもの」に改める。